

認可・認定事業の実施にあたっての留意点について

認可・認定事業としての社会的責任について

- 認可・認定事業の実施者として法令を順守し、一定の質を確保する責任

市の指導について

- 市と同じ立場で保育を実施
- 必要に応じて市から指導
- 保育所保育指針、幼稚園教育要領に沿った教育及び保育の実施

地域の理解・協力について

- 地域との関係づくりの重要性

施設整備について

- 4月開園の徹底

(参考資料) 社会福祉法 (昭和 26 年 3 月 29 日 法律第 45 号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、**社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保**及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もつて社会福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「社会福祉事業」とは、第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業をいう。

2 略

3 次に掲げる事業を第二種社会福祉事業とする。

- 一 生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応ずる事業
- 二 児童福祉法 に規定する障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、**小規模保育事業**、病児保育又は子育て援助活動支援事業、同法に規定する助産施設、**保育所**、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを経営する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業
- 二の二 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）に規定する幼保連携型認定こども園を経営する事業

(福祉サービスの基本的理念)

第三条 福祉サービスは、個人の威厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

児童福祉法 (昭和 22 年 12 月 12 日 法律第 164 号)

第二章 福祉の保障

第三節 助産施設、母子生活支援施設及び保育所への入所等

(保育の実施)

第二十四条 市町村は、この法律及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保護者の労働又は疾病その他の事由により、その監護すべき乳児、幼児その他の児童については保育を必要とする場合において、次項に定めるところによるほか、当該児童を保育所（認定こども園法第 3 条第 1 項の認定を受けたもの及び同条第 9 項の規定による公示がされたものを除く。）において保育しなければならない。

2 市町村は、前項に規定する児童に対し、認定こども園法第二条第六項に規定する認定こども園（子ども・子育て支援法第二十七条第一項の確認を受けたものに限る。）又は**家庭的保育事業等**（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業をいう。以下同じ。）により必要な保育を確保するための措置を講じなければならない。

3～ (略)